

第1152回 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 ご指摘事項について

1. ご説明内容

- ① 浜岡原子力発電所 基準津波の策定の論点に関する評価方針
- ② 浜岡原子力発電所 基準地震動・基準津波等の審査スケジュールについて

2. ご指摘事項

- ① 浜岡原子力発電所 基準津波の策定の論点に関する評価方針

(津波発生要因の組合せ)

- ・プレート間地震と海洋プレート内地震との組合せを考慮する必要がないことについて、プレート間地震、海洋プレート内地震の発生メカニズムなどに関する既往知見を整理した上で、丁寧に説明すること。
- ・組合せ対象とする波源モデルの選定に関し、プレート間地震の津波影響が大きい時間帯の範囲で検討することで、敷地への影響の大きい波源の選定が十分に可能との考えであれば、その旨の記載の充実を図ること。
- ・一体計算を主体とした評価の方法及び評価結果の適切性について、サイトの特性、単体計算の線形組合せの傾向も踏まえた説明を十分に行うこと。

(海域の活断層による地殻内地震の津波評価)

- ・すべり角、断層上端深さなどのパラメータスタディの範囲について、その根拠を明確にして、より詳細に説明すること。

- ② 浜岡原子力発電所 基準地震動・基準津波等の審査スケジュールについて

- ・基準地震動・基準津波の策定に関して、ヒアリングの1回目から分かりやすい論理構成と十分なエビデンスを示す資料を提示するなど、希望するスケジュールの実現に向けた効率化の取り組みを十分に行うこと。
- ・敷地の地質・地質構造に関して、審査状況の透明性確保の観点から、次回の審査会合のスケジュールの説明の際などに、追加調査の状況や今後の計画について参考資料として可能な範囲で説明すること。

以上